

結 業 度	・ ・	法人名	()
連 事 年	・ ・		

平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

譲渡資産の 明細	公 共 事 業 者 の 名 称	1		譲 渡 経 費 の 額 の 計 算	支 出 し た 譲 渡 経 費 の 額	10	円
	公 共 事 業 者 か ら 買 取 り 等 の 申 出 を 受 け た 年 月 日	2	平 . .		譲 渡 経 費 に 充 て る た め 交 付 を 受 け た 金 額	11	
	収 用 換 地 等 に よ る 譲 渡 年 月 日	3	平 . .		差 引 譲 渡 経 費 の 額 (10)－(11)	12	
	譲 渡 資 産 の 種 類	4			同 上 の う ち 補 償 金 等 の 額 に 係 る 譲 渡 経 費 の 額	13	
取 得 し た 補 償 金 等 の 額		5	円	譲 渡 益 の 額 (5)＋(6)－(7)－(8)又は(9)－(12)又は(13)	14		
特 別 控 除 に 係 る 交 換 取 得 資 産 の 価 額		6		当 期 前 に お い て 設 け た 特 別 勘 定 の 金 額 で、当 期 に お い て 益 金 の 額 に 算 入 し て 特 別 控 除 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 金 額	15		
同 上 の 交 換 取 得 資 産 に つ き 支 払 っ た 交 換 差 金 の 額		7		特 別 控 除 額 の 計 算 当 該 資 産 の 譲 渡 を し た 連 結 法 人 が 当 該 譲 渡 の 日 の 属 す る 年 に お い て 譲 渡 し た 他 の 資 産 に つ き、5,000万 円 特 別 控 除 の 規 定 の 適 用 を 受 け た 金 額	16		
譲 渡 資 産 の 帳 簿 価 額		8		特 別 控 除 残 額 5,000万 円－(16)	17		
同 上 の う ち 補 償 金 等 の 額 に 対 応 す る 部 分 の 帳 簿 価 額		9		特 別 控 除 額 ((14) 又 は (15)) と (17) の う ち 少 な い 金 額	18		

事業施行者等の名称		19	場 合 の 特 別 控 除 額 の 計 算 た め に 土 地 区 画 整 理 事 業 等 の 計 算 場 合 の 特 別 控 除 額 の 計 算 た め に 住 宅 地 造 成 事 業 等 の 計 算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円	
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日		20		(平・・・・・)	特 別 控 除 残 額 2,000万円－(29)	30	
取得した対価の額		21		円	特 別 控 除 額 (28)と(30)のうち少ない金額)	31	
交換取得資産の価額		22			当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
交換取得資産につき支払った交換差金の額		23			特 別 控 除 残 額 1,500万円－(32)	33	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額		24		特 別 控 除 額 (28)と(33)のうち少ない金額)	34		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	25	農 地 保 有 等 の 合 理 化 の た め 合 算 特 定 の 長 期 所 有 土 地 等 の 計 算	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26		特 別 控 除 残 額 800万円－(35)	36		
	差引譲渡経費の額 (25)－(26)	27		特 別 控 除 額 (28)と(36)のうち少ない金額)	37		
	譲渡益の額 (21)＋(22)－(23)－(24)－(27)	28		当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38		
				特 別 控 除 残 額 1,000万円－(38)	39		
				特 別 控 除 額 (28)と(39)のうち少ない金額)	40		

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (18) + (31) + (34) + (37) + (40)	41	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 $((44) - (47)) \times \frac{(41)}{(44)}$	42			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
	特別控除額の個別帰属損金額 (41) - (42)	43			特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (45)	46	
					特 別 控 除 額 (44) と (46) のうち少ない金額)	47	

別表十の二（二）の記載の仕方

1 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2及び3についても、同じです。）。

- (2) 「譲渡資産の帳簿価額8」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

2 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の74から第68条の76の2までの規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「事業施行者等の名称19」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。

- (3) 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日20」の「(平　・　・　)」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。

3 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の77《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。